

株主各位

第109回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

●事業報告

1. 財産及び損益の状況
2. 主要な事業内容（2022年3月31日現在）
3. 主要な事業所（2022年3月31日現在）
4. 使用人の状況（2022年3月31日現在）
5. 主要な借入先の状況（2022年3月31日現在）
6. その他株式会社の現況に関する重要な事項
7. 新株予約権等の状況
8. 会計監査人の状況
9. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要
10. 会社の支配に関する基本方針

●株主資本等変動計算書

●個別注記表

（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第18条の定めに基づき、当社ウェブサイト（<https://www.tohbu.co.jp/>）に掲載することにより、株主の皆様提供しております。

東部ネットワーク株式会社
（証券コード 9036）

1. 財産及び損益の状況

区 分	第106期 (2019年3月期)	第107期 (2020年3月期)	第108期 (2021年3月期)	第109期(当期) (2022年3月期)
売上高(百万円)	12,401	12,603	10,573	8,839
経常利益(百万円)	758	683	755	454
当期純利益(百万円)	523	440	413	273
1株当たり当期純利益(円)	96.58	81.41	76.30	50.53
総資産(百万円)	21,681	21,838	22,116	22,339
純資産(百万円)	17,913	18,139	18,702	18,806
1株当たり純資産額(円)	3,308.05	3,349.83	3,453.74	3,503.49

(注) 当事業年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当事業年度の「財産及び損益の状況」については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

2. 主要な事業内容(2022年3月31日現在)

事業	主要な事業内容
貨物自動車運送事業	石油輸送、バラセメント輸送、化成品輸送、清涼飲料輸送、びん・容器輸送等
不動産賃貸事業	商業ビル、物流センター、店舗等の賃貸
その他事業	商品販売事業、自動車整備事業、派遣業、生保・損保代理店業務、リース業

3. 主要な事業所（2022年3月31日現在）

名称及び所在地等		名称及び所在地等	
本社	神奈川県横浜市	神戸営業所	兵庫県神戸市
鶴見営業所	神奈川県横浜市	東部神戸物流センター	兵庫県神戸市
海老名営業所	神奈川県海老名市	播磨営業所	兵庫県加古郡
東部海老名物流センター	神奈川県海老名市	北陸営業所	富山県砺波市
郡山営業所	福島県郡山市	東部北陸物流センター	富山県砺波市
高崎営業所	群馬県高崎市	大阪営業所	大阪府堺市
習志野営業所	千葉県習志野市	東部堺物流センター	大阪府堺市
静岡営業所	静岡県富士市	東部滋賀物流センター	滋賀県愛知郡
大井川営業所	静岡県榛原郡	仙台営業所	宮城県塩竈市
東部大井川倉庫	静岡県榛原郡	東部広島物流センター	広島県広島市
名古屋営業所	愛知県小牧市	鶴見整備工場	神奈川県横浜市

※2022年2月1日大井川営業所の敷地内に、東部大井川倉庫を竣工いたしました。

4. 使用人の状況（2022年3月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
289 (4) 名	15名減 (1名増)	49.8歳	10.7年

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時従業員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

5. 主要な借入先の状況（2022年3月31日現在）

該当事項はありません。

6. その他株式会社の現況に関する重要な事項

(1) 株式譲渡契約締結について

事業報告の1. 会社の現況（1）当事業年度の事業の状況の⑦他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況、及び、第109回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項の個別注記表14.重要な後発事象に関する注記に記載の通りであります。

(2) 訴訟について

第109回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項の個別注記表5.貸借対照表に関する注記（4）偶発債務に記載の通りであります。

7. 新株予約権等の状況

(1) 会社役員が有する新株予約権等のうち、職務執行の対価として交付されたものに関する事項

該当事項はありません。

(2) 事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

8. 会計監査人の状況

(1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等及び監査役会が同意した理由

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

② 当社監査役会は、会計監査人から監査実施状況を通じて必要な資料の入手や報告の聴取により、前期の監査実績の分析・評価を行い、前期の実績を踏まえた新年度の監査計画における監査時間・配員計画及び報酬額の見積りの相当性について、監査役会にて検討し、会社法第399条第1項の同意を得ております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額となります。

9. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他の業務の適正を確保するための体制

当社は、適正な業務執行のための体制を整備し、運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、以下の内部統制システムを構築しております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、代表取締役自らが繰り返し企業理念の精神を役員に伝えることにより、法令及び定款に遵守した行動がとられる経営体制の確立に努め、緊急時の連絡体制の確認を行うとともに、風通しの良い社風の維持に心がけ、社内におけるコンプライアンス違反行為が行われ、または行われようとしていることに気が付いたときは、報告、連絡、相談が迅速に行われるようにする。加えて、コンプライアンスの徹底を図るため、管理本部においてコンプライアンスの取組みを横断的に統括することとし、同本部を中心に研修等を通じ、指導する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、個人情報保護に関する基本方針を定めて対応し、また、文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、コンプライアンス、事業等のリスク（特定顧客への依存、人材の確保、適切な組織対応）及び情報セキュリティ等にかかるリスクについては、各々の所管部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社対応は、管理本部が行うものとする。

また、新たに生じたリスクについては、取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定めることとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、原則として毎月1回以上の取締役会を開催し、経営戦略・事業計画等の重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。加えて、取締役会における迅速かつ確かな意思決定への寄与を目的とした経営会議を必要に応じて設置する体制とする。

業務運営については、事業環境を踏まえた経営計画及び年度予算を立案し、目標を設定するとともに、各々所轄部署においては、その目標達成に向けて具体策を立案・実行する。上記の進捗について、投資家その他ステークホルダーの理解を得ることが、効率的な運営には不可欠と考え、年4回のペースでホームページに開示する。

(5) 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、グループの事業に関して責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を整備し、本社管理本部はこれらを横断的に推進し、管理する体制となっております。

なお、子会社の運営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件について事前協議を行うこととする。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する体制

当社は、監査役が補助すべき使用人を求めた場合、取締役会には必要に応じて、補助業務をする者を配置する。その場合、当該使用人は監査役から指示を受けた業務を執行し、その者の任命、異動、評価等人事権に関しては監査役会の意見を尊重したうえで、その独立性及び監査役の指示の実効性の確保に努める。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の取締役及び使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、コンプライアンス違反行為に関する報告・連絡・相談の状況を速やかに報告し、その報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いをしてはならないものとする。

(8) 監査役職務の執行について生ずる費用等の処理に関する体制

監査役職務の執行について生ずる費用については、監査役職務の執行に必要なでないと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きにより会社が負担する。

(9) その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役全員が取締役会ほか重要な会議に常時出席し、取締役職務の執行に対して厳格な監督を行い、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役にその説明を求めるとし、会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図ることとする。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

a. 基本方針

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して毅然とした態度で臨み、組織全体として反社会的勢力との関係を一切遮断することを基本方針とする。また、反社会的勢力に関する情報収集に努め、外部専門機関との連絡体制を強化し、反社会的勢力との取引の防止に努め、関係を遮断していく体制を整備する。

b. 整備状況

当社は、「役員・職員の行動規範」において反社会的勢力との関係遮断について明示し、役職員に対し周知・徹底を図り、管理本部を反社会的勢力の対応部署とし、平素から反社会的勢力に関する情報を一元的に管理及び蓄積し、警察並びに弁護士等の外部専門機関との連携に努める。

(11) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、前述の内部統制システムの整備を行い、必要に応じて、社内諸規程、個々の業務及び業務フローの見直しを実施し、内部統制システムの実効性を向上させるよう努めております。当社の取締役会は、各部門から毎月の活動状況の報告を受け、取締役及び監査役の情報共有と経営管理の充実を図っております。また、内部監査室は、独立した観点から実査を中心として内部統制監査を実施しており、法令・定款及び社内規程等に違反している事項がないかを検証しております。

※事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

10. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、永年蓄積した業務知識や、営業ノウハウを活用することによって顧客満足度をより高めることを基本施策として、長期的視野に立った経営を行い、現在のような借入金のない強固な財務基盤を形成しております。従って、経営の先見性や効率性で収益性を高める観点から、専門性の高い業務知識や営業ノウハウを備えたものが取締役に就任して、法令及び定款の定めを遵守しつつ当社の財務及び事業の方針の決定につき重要な職務を担当することが、会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものと考えており、このことをもって会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針としております。

(2) 不適切な支配の防止のための取組み

当社は、大規模な当社株式の買付行為（以下「大規模買付行為」といいます。）がなされた場合について、その大規模買付者が長期的経営意図や計画もなく一時的な収益向上だけを狙ったもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、買収等の提案理由、買収方法等が不当・不明確であるなどの事情があるときは、企業価値を毀損し、株主共同の利益に資するとはいえないと考えます。

また大規模買付行為を受け入れるかどうかは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものでありますが、株主の皆様が適切な判断を行うためには、十分な情報が提供される必要があると考えています。そこで大規模買付行為に対するルールとして、特定の株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株式の買付を行おうとする者に対して、①買付行為の前に、当社取締役会に対して十分な情報提供をすること、②その後、当社取締役会がその買付行為を評価し、交渉・評価意見・代替案のできる期間を設けることを要請するルールを策定いたしました。このルールが遵守されない場合は、株主の皆様の利益を保護する目的で対抗措置を講じる可能性があり、当社といたしましても、これに対する防衛策を導入すべきと考えます。そのため当社は、2007年5月15日開催の取締役会において、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるための、基本方針に照らし不適切な支配の防止のための取組みとして、当社株券等の大規模な買付行為に関する対応方針（以下「買収防衛策」といいます。）を決意いたしました。

当社は、この買収防衛策の詳細を2022年5月10日付で「当社株券等の大規模買付行為への対応方針継続に関するお知らせ」（買収防衛策）を公表いたしました。このプレスリリースの全文は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.tohbu.co.jp>）に掲載しています。

(3) 不適切な支配の防止のための取組みについての取締役会の判断

- ① 当社取締役会は、不適切な支配の防止のための取組みが策定され、当社の企業価値、株主共同の利益を確保するための取組みであり、株主の皆様の共同利益を損なうものではないと考えます。

当社は、貨物自動車運送事業として永年蓄積した業務知識や営業ノウハウを活用することと物流の『最適化提案営業』で顧客満足度をより高めることを経営の基本施策として、長期的視野にたった取引先等との業務提携関係の確立、高付加価値の物流サービス体制の確立、従業員研修、コスト競争力の引上げ等、現在のような借入金のない強固な財務基盤を形成し、高収益、高配当の実現に向け努力してまいります。

このような当社の事業においては、経営の先見性や効率性で収益性を高める観点から専門性の高い業務知識や営業ノウハウを備えた者が取締役に就任することが必要不可欠であると判断されるからであります。

- ② 取締役会によって恣意的な判断がされることを防止するため、独立委員会を設置し、独立委員会の勧告を最大限尊重して買収防衛策が発動されることが定められており、取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

なお、当社は、上記の「大規模買付行為に対するルールの設定」及びその「ルールが遵守されなかった場合の対抗措置」の構築につきましては、株主の皆様のご賛同を得ることを条件としており、2019年6月26日開催の当社第106回定時株主総会において、「当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）継続の件」を付議承認されております。

上記対応方針の有効期限は、株主総会の承認があった日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、その後の継続については、改めて株主の皆様のご承認を得るものとします。また、本対応方針の有効期間中であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から、関係法令の整備や、金融商品取引所が定める上場制度の整備等を踏まえ随時見直しを行い、本対応方針の変更を行うことがあります。その場合には、その変更内容を速やかに開示いたします。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本										
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金					利益剰余金 合計
					固定資産 圧縮 積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金				
当期首残高	553,031	527,524	9,032	536,556	89,411	1,994,685	12,752,160	2,944,752	17,781,009	△259,203	18,611,394
会計方針の変更による 累積的影響額								261	261		261
会計方針の変更を反映した 当期首残高	553,031	527,524	9,032	536,556	89,411	1,994,685	12,752,160	2,945,013	17,781,270	259,203	18,611,655
当期変動額											
固定資産圧縮 積立金の取崩				—		△9,283		9,283	—		—
別途積立金の 積立				—			250,000	△250,000	—		—
剰余金の配当				—				△81,765	△81,765		△81,765
当期純利益				—				273,480	273,480		273,480
自己株式の取得				—						△44,050	△44,050
株式増設に対する自己株式の処分				—					—	2,786	2,786
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)				—					—		—
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△9,283	250,000	△49,000	191,715	△41,264	150,451
当期末残高	553,031	527,524	9,032	536,556	89,411	1,985,401	13,002,160	2,896,012	17,972,985	△300,467	18,762,106

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	535,312	△444,661	90,650	18,702,045
会計方針の変更による 累積的影響額				261
会計方針の変更を反映した 当期首残高	535,312	△444,661	90,650	18,702,306
当期変動額				
固定資産圧縮 積立金の取崩			—	—
別途積立金の 積立			—	—
剰余金の配当			—	△81,765
当期純利益			—	273,480
自己株式の取得			—	△44,050
株式増設に対する自己株式の処分			—	2,786
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△46,683		△46,683	△46,683
当期変動額合計	△46,683	—	△46,683	103,768
当期末残高	488,629	△444,661	43,967	18,806,074

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨て表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

・市場価格のない株式等
以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法 原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2～50年

車両運搬具 2～6年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用

均等償却を行っております。

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- ④ 役員株式給付引当金
役員株式給付規程に基づく役員に対する株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。
- ⑤ 訴訟関連費用引当金
係争中の訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り、当事業年度末において必要と認められる金額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社は以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

- ステップ1： 顧客との契約を識別する。
- ステップ2： 契約における履行義務を識別する。
- ステップ3： 取引価格を算定する。
- ステップ4： 取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。
- ステップ5： 履行義務を充足した時点で（又は充足するにつれて）収益を認識する

当社の主な事業の収益及び費用の計上基準は以下のとおりであります。

①貨物自動車運送事業

貨物自動車運送事業は、一定の期間にわたって履行義務が充足すると考え、履行義務の進捗度に基づき収益を認識し、それに対応した費用を計上しております。貨物自動車運送事業のうち荷役収入につきましては、一時点で履行義務が充足すると考え、作業等の完了時点で収益を認識し、それに対応した費用を計上しております。

②その他事業

商品販売業事業は、在庫リスクを伴わない取引が含まれており、顧客に支配が移転した時をもって履行義務が充足すると考え、資産の引き渡し時に顧客から受け取る額から仕入先へ支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

商品販売業事業において、車輛の割賦販売が含まれており、顧客に支配が移転した時をもって履行義務が充足されると考え、資産の引き渡し時に収益を認識し、それに対応した費用を計上しております。

自動車整備事業は、役務の完了をもって履行義務が充足すると考え、サービスの完了時に収益を認識し、それに対応した費用を計上しております。

2. 会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用における主な変更点は以下のとおりです。

①貨物自動車運送事業

貨物自動車運送事業において、従来は出荷時に収益を認識しておりましたが、一定の期間にわたって収益を認識する方法に変更しております。履行義務の充足に係る進捗度は、見積総運送日数に対する経過日数の割合(アウトプット法)によって算出し、当該進捗度に基づき収益を認識しております。

②その他事業

・商品販売事業において、在庫リスクを伴わない取引が含まれており、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客から受け取る額から仕入先へ支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

・商品販売事業において、車輛の割賦販売が含まれており、従来は割賦金の回収日をもって売上利益を認識しておりましたが、顧客に支配が移転した時をもって履行義務が充足されると考え、資産の引き渡し時に売上利益を認識する方法に変更しております。

この結果、当事業年度の期首における純資産額に対する影響額は、繰越利益剰余金が261千円増加しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる、計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類上に計上した会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下の通りです。

固定資産の減損損失の認識の要否

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産 14,376,815千円、無形固定資産 41,366千円

(2)その他の情報

①算出方法

当社は遊休資産及び賃貸用資産については個別資産ごとに、事業用資産については事業所単位でグルーピングを行っております。

固定資産のうち減損の兆候が認められる資産又は資産グループについて、当該資産または資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

当事業年度は、貨物自動車運送事業において減損の兆候が認められた営業所の資産グループがあり減損損失の要否について検討しましたが、いずれも割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回っており、減損損失は認識しないと判断しました。

②主要な仮定

資産グループの継続的使用によって生じる割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、取締役会によって承認された事業計画と、事業計画が策定されている期間を超えている期間についての市場の長期平均成長率の範囲内で見積もった成長率に基づいて行っております。

割引前将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は、事業計画の基礎となる市場の動向や商圏内の環境、取引先の貨物の需給状況の予測、トラック稼働台数や人件費の見込み、燃料費の市場価格予測に応じて事業所ごとに作成した将来売上予測及び将来営業損益予測並びに事業計画後の成長率であります。

③翌年度の計算書類に与える影響

当該将来キャッシュ・フローの見積りに用いた仮定は不確実性を伴っており、将来キャッシュ・フローが想定より減少した場合、翌事業年度以降において減損損失が発生する可能性があります。

4. 追加情報

(株式報酬制度)

当社は、2019年6月26日開催の第106回定時株主総会の決議に基づき、中長期的な企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、取締役（社外取締役を除く。）を対象とする株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」（以下「本制度」という。）を導入しております。

本制度に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号2015年3月26日）に準じて、総額法を適用しております。

① 取引の概要

当社は取締役に対し、役員株式給付規程に基づき定まるポイントを付与し、役員退任時等に累計ポイントに応じた当社株式及び金銭を給付します。役員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理しております。

② 信託に残存する自社の株式

当社は、本信託に残存する当社株式を、本信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当事業年度末における当該自己株式の帳簿価額は33,034千円、株式数は33,200株であります。

(新型コロナウイルス感染症の影響)

当社は新型コロナウイルス感染症の影響につきまして、その収束時期を正確に予測することは困難な状況にありますが、当社の業績への影響は限定的と仮定し、会計上の見積りを行っております。

なお、見積りに用いた仮定は不確実性が高く、新型コロナウイルス感染症の収束時期および経済環境への影響が変化した場合には、当社の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 9,635,291千円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

- | | |
|----------|----------|
| ① 短期金銭債権 | 1,907千円 |
| ② 短期金銭債務 | 15,297千円 |

(3) 「土地の再評価に関する法律」(1998年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(1999年3月31日公布法律第24号、2001年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、税効果会計考慮後の再評価差額は、「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出しております。

・再評価を行った年月日 2002年3月31日

土地の再評価に関する法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額が、当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額は1,225,709千円(うち賃貸等不動産942,620千円)であります。

(4) 偶発債務

当社は、定期建物賃貸借契約に基づき使用している物流センターについて、賃貸人との間で賃借面積の変更に関する協議を行っており、賃貸人より定期建物賃貸借契約の一部解除に伴う違約金として、解除対象部分に相当する賃料及び共益費の本契約期間5年分全額並びに追加工事費用を支払うように求められております。

これに対し当社は、2021年12月3日に違約金の額を総額100,000千円と定める旨の調停を東京簡易裁判所に申し立てしており、同額を固定負債の引当金に計上しております。

今回の調停の結果によっては、当社の業績に与える可能性があります。当事業年度末では、その影響額を合理的に見積もることは困難であります。

なお、2022年2月18日に賃貸人より総額855,943千円の損害賠償請求訴訟を提訴されております。

6. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

① 売上高	15,522千円
② 売上原価	158,405千円
③ 営業取引以外の取引高	4,810千円

(2) 訴訟関連費用

申立中の調停に係る今後の支払いに備えるため、調停の経過状況等に基づき、当事業年度末における支払見積額を訴訟関連費用として、特別損失に計上しました。

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	5,749千株	—千株	—千株	5,749千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	333千株	50千株	2千株	381千株

(注1) 当事業年度末の自己株式には、株式給付信託（ＢＢＴ）が所有する当社株式が33千株含まれております。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 2021年6月25日開催の第108回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 40,882千円
- ・1株当たり配当額 7.50円
- ・基準日 2021年3月31日
- ・効力発生日 2021年6月28日

(注) 「配当金の総額」には、株式給付信託（ＢＢＴ）が所有する当社株式36,000株に対する配当金270千円が含まれております。

ロ. 2021年11月9日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 40,882千円
- ・1株当たり配当額 7.50円
- ・基準日 2021年9月30日
- ・効力発生日 2021年12月9日

(注) 「配当金の総額」には、株式給付信託（ＢＢＴ）が所有する当社株式33,200株に対する配当金249千円が含まれております。

- ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌会計年度になるもの

2022年6月28日開催の第109回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・ 配当金の総額	40,507千円
・ 1株当たり配当額	7.50円
・ 基準日	2022年3月31日
・ 効力発生日	2022年6月29日
・ 配当の原資	利益剰余金

(注) 「配当金の総額」には、株式給付信託（ＢＢＴ）が所有する当社株式33,200株に対する配当金249千円が含まれております。

8. リース取引関係に関する注記

(借主側)

(1) ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

商品販売事業における東部海老名物流センター及び座間センター設置の太陽光発電設備（機械及び装置）であります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針に係る事項に関する注記「(3) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりです。

(2) オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リースのうち解約不能のものに係る未経過リース料

(千円)

1年内	337,893
1年超	1,267,101
合計	1,604,994

(貸主側)

(3) ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

(4) オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リースのうち解約不能のものに係る未経過リース料

(千円)

1年内	96,681
1年超	497,302
合計	593,983

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	(千円)
繰延税金資産	
貸倒引当金	1,040
賞与引当金	23,745
退職給付引当金	1,971
役員株式給付引当金	7,494
減損損失	26,874
訴訟関連費用引当金	30,310
長期未払金	11,154
未払事業税	1,664
未払事業所税	458
一括償却資産	200
投資有価証券評価損	23,668
土地再評価差額金	721,414
その他	42,934
繰延税金資産小計	892,932
評価性引当額	△286,770
繰延税金資産計	606,161
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△863,502
その他有価証券評価差額金	△212,517
土地再評価差額金	△617,086
その他	△28,739
繰延税金負債計	△1,721,846
繰延税金資産（負債）の純額	△1,115,684

10. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は設備投資計画に照らして、必要な資金は全額自己資金により充当しており、借入による資金調達は行っておりませんが、借入が必要となる場合には、主に銀行借入による方針となっております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び営業未収入金は、取引先の信用リスクに晒されています。

当該リスクに関しては、当社の営業管理規程に従い、各部署の管理責任者は、経理部作成の回収予定推移表によって、取引先ごとの期日管理、残高管理及び与信限度額管理を行っております。これにより、保有債権の早期回収を図るとともに、不良債権の発生を未然に防止する対策を講じております。

有価証券及び投資有価証券は業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格に晒されていますが、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

差入保証金は、不動産の賃貸借契約等に基づく金銭の差入であり、差入先の信用リスクに晒されています。当該リスクについては、相手先の状況を定期的にモニタリングし、財政状況の悪化等の早期把握によりリスク軽減を図っております。

営業債務である営業未払金及び電子記録債務は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

預り建設協力金及び長期預り保証金は、不動産の賃貸借契約に際し、賃借人より保証金として受領する預り金であります。

営業債務、預り建設協力金、長期預り保証金、長期預り金は、流動性リスクに晒されていますが、当社では各部署からの報告に基づき資金収支予算表を作成するとともに、経理部が当座預金等日別残高表を作成・更新するなどにより、必要な手許流動性預金の管理をしております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等、次表に含めておりません（(注) 1. 参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
営業未収入金	1,088,966	1,088,932	△34
有価証券及び 投資有価証券 その他有価証券	1,294,866	1,294,866	—
差入保証金	1,123,809	1,107,429	△16,379
資産計	3,507,642	3,491,229	△16,413
預り建設協力金	76,374	80,461	4,086
長期預り保証金	350,142	338,328	△11,814
長期預り金（※2）	7,521	7,497	△23
リース債務（※3）	468,955	486,607	17,652
負債計	902,994	912,895	9,900

（※1）「現金及び預金」、「電子記録債権」、「営業未払金」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（※2）流動負債の長期預り金（1年内返済）を合算して表示しております。

（※3）流動負債のリース債務と固定負債のリース債務を合算して表示しております。

(注) 1. 市場価格のない株式等

区分	当事業年度（千円）
非上場株式	30,040
関係会社株式	22,102

これらにつきましては、「その他有価証券」に含めておりません。

(注) 2. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	3,866,845	—	—	—
営業未収入金	1,084,427	4,539	—	—
合計	4,951,272	4,539	—	—

(注) 3. 預り建設協力金、長期預り金、リース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
預り建設協力金	11,516	11,732	11,952	12,177	10,153	18,842
リース債務	36,995	37,839	38,709	39,607	242,839	72,964
長期預り金	3,006	4,515	—	—	—	—
合計	51,517	54,086	50,662	51,785	252,992	91,807

(3)金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で貸借対照表に計上している金融商品

当事業年度（2022年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	1,294,866	—	—	1,294,866
資産計	1,294,866	—	—	1,294,866

②時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当事業年度（2022年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
営業未収入金	—	1,088,932	—	1,088,932
差入保証金	—	1,107,429	—	1,107,429
資産計	—	2,196,362	—	2,196,362
預り建設協力金	—	80,461	—	80,461
長期預り保証金	—	338,328	—	338,328
長期預り金	—	7,497	—	7,497
リース債務	—	486,607	—	486,607
負債計	—	912,895	—	912,895

(注) 時価算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

これらの時価は、上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は課税活な市場で取引しているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

営業未収入金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに満期までの期間信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

差入保証金

これらの時価は、一定の期間ごとに分類し、相手先の信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

預り建設協力金、長期預り保証金、長期預り金、並びにリース債務

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済までの期間、及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

11. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、神奈川県及びその他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸オフィスビルや物流センター等の各種賃貸商業施設を所有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価等に関する事項

(単位：千円)

貸借対照表計上額			当事業年度末の時価
当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
6,980,980	68,909	7,049,890	9,127,101

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 当事業年度増減額のうち、主な増加額は東部ヨコハマビル外壁大規模修繕工事(79,300千円)、減少額は減価償却費(126,678千円)であります。
3. 当事業年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による「不動産鑑定評価基準」に定める手法を一部省略した評価に基づき、適切に市場価格を反映していると考えられる指標を用いて自社で算定した金額によっております。

12. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報 (単位：千円)

	報告セグメント			
	貨物自動車運送事業	不動産賃貸事業	その他事業(注)	合計
売上高				
一時点	650,746	—	175,825	826,572
一定期間	7,344,218	—	—	7,344,218
顧客との契約から生じる収益	7,994,965	—	175,825	8,170,790
その他収益	—	639,135	29,700	668,836
外部顧客への売上高	7,994,965	639,135	205,525	8,839,626

(注)「その他事業」は、商品販売事業（石油製品、セメントの販売等）、自動車整備事業及び損保代理店業などであります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

当社における主な顧客との契約に生じる収益の内容は、「1.重要な会計方針に係る注記 (5)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

当社の取引に関する支払い条件は、通常短期のうちに支払い条件が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

(3) 当期及び翌期に以降の収益の金額を理解するための情報

契約資産及び契約負債の残高

	当事業年度末 (千円)
顧客との契約から生じた債権 (期首残高) 営業未収入金	1,120,118
顧客との契約から生じた債権 (期末残高) 営業未収入金	1,088,966
契約負債 (期首残高) 前受金	—
契約負債 (期末残高) 前受金	—

13. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	3,503円49銭
1株当たり当期純利益	50円53銭

14. 重要な後発事象に関する注記

(株式取得による会社等の買収)

当社は、2022年3月25日開催の取締役会において、株式会社東北三光（以下、「当該会社」という）の発行済み株式総数の100%を既存株主から取得する株式譲渡契約・締結を決議し、当該会社を子会社化することとし、2022年4月15日に株式を取得しました。

企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称	株式会社東北三光
事業の内容	セメント輸送、セメント販売、出荷管理 業務、施設保全業務等

(2) 株式取得の目的及び理由

当社は現在、仙台から広島まで3PL事業を成長戦略の軸に全国物流ネットワークを構築し、飲料およびセメント等の輸送、倉庫保管機能を強化することで、提案型物流を推進しております。また、継続的な事業成長に向けた資本業務提携やM&Aを必要に応じ実行する方針であります。

当該会社は、仙台・秋田を中心に創業以来50年に渡り、常にセメントメーカーと共に東北インフラ事業に携わっており、その地区において、ユーザー、メーカーおよび輸送業者全般との強固なパイプを構築しております。当社は、この基盤を受け継ぎ、これまで培ってきた当社の安心、安全、安定物流サービスのノウハウを最大限に活かすことにより、東北地区の営業拡大を図り、当社および当該会社の業容の拡大が期待されることから、当該会社の株式を取得することといたしました。

本件を機に、グループインフラの利活用をはじめとする人的資本、車両配車の連携や情報システムの共有など協業化を進め、生産性の拡大をはかることにより、更なる企業価値の向上に努めてまいります。

(3) 株式取得の時期

2022年4月15日

(4) 取得した株式数および取得前後の所有株式の状況

取得前の所有株式数 0株

取得株式数 600株

異動後の所有株式数 600株 (議決権所有割合 100%)

※取得価額につきましては、先方の要請により非開示とさせていただきます。

※ 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。